

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、その社会的使命・責任を果たすため、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に重要な経営課題の一つとして認識しており、社外取締役2名の選任による客観的な立場からの経営監督機能の強化、社外監査役2名の選任による監査機能の強化、内部統制室による内部監査体制の充実、ならびに危機管理委員会等によるリスク管理体制およびコンプライアンス経営体制の整備に努めており、全社的な法令遵守を推進するとともに、経営の公正さや健全性の確保ならびに情報の適時開示に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,042,000	9.24
京友商事株式会社	5,502,000	8.42
朝日生命保険相互会社	4,970,000	7.60
東京海上日動火災保険株式会社	4,827,770	7.39
協同飼料株式会社	4,653,000	7.12
株式会社横浜銀行	3,255,000	4.98
株式会社三井住友銀行	2,759,450	4.22
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,964,000	3.00
共栄火災海上保険株式会社	1,223,000	1.87
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	1,000,000	1.53

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 3 月

業種 倉庫・運輸関連業

直前事業年度末における(連結)従業員数 500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	13 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
酒井透	他の会社の出身者								○			
本保芳明	学者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
酒井透	○	社外取締役の酒井透氏は、協同飼料株式会社の代表取締役会長およびフィード・ワンホールディングス株式会社の取締役特別顧問です。協同飼料株式会社は当社の株主であり、当社はフィード・ワンホールディングス株式会社の株主であります。なお、当社と協同飼料株式会社とは、物流業務等の取引があるものの、その額は僅少であります。	長年にわたり会社経営に携わっており、その経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくためであります。なお、独立性の基準には該当せず、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断されるため、独立性は確保されております。
本保芳明	○	該当事項はありません。	国土交通省における長年の経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくためであります。なお、独立性の基準には該当せず、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断されるため、独立性は確保されております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5 名
監査役の人数 更新	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査役は、当社の会計監査人と定期的に会合を持ち、情報および意見交換を行うとともに、会計監査実施経過の報告を受けております。
・内部監査については、内部統制室が各事業所に対する業務監査を実施しております。内部監査部門と監査役とは年度監査計画を共同で作成し、定期あるいは随時、監査に関する情報交換、意見交換を実施して連携を図っており、監査役の監督機能の強化に資する体制となっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
影山好伸	他の会社の出身者										△			
森信一	他の会社の出身者										△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
影山好伸	○	社外監査役の影山好伸氏は、朝日生命保険相互会社の出身です。朝日生命保険相互会社は当社の借入先かつ株主であります。	金融機関での長年の業務経験により培われた高い見識と監査業務に携わった経験が当社およびグループ会社の監督・監査体制の強化に資するためであります。なお、独立性の基準には該当せず、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断されるため、独立性は確保されております。
森信一		社外監査役森信一氏は、株式会社横浜銀行の出身です。株式会社横浜銀行は当社の借入先かつ株主であり、当社も同行の株主であります。なお、同氏は、東亜	長年の銀行業務および他社の監査役としての豊富な経験により培われた高い見識と監督能力を当社およびグループ会社の監督・監査に

		道路工業株式会社の常勤監査役を兼任しております。	反映していただくためであります。
--	--	--------------------------	------------------

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

特に必要性を認めないため。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

役員報酬の内容(平成27年3月期)

取締役:216百万円(12名)、監査役:23百万円(3名)、合計239百万円(15名)

(注)1. 上記のうち、社外監査役2名に対する報酬等の総額は、12百万円であります。

2. 上記取締役および監査役の報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額59百万円(取締役55百万円、監査役4百万円)が含まれております。

3. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額78百万円を支払っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬については、株主総会の決議により定められた限度額の範囲内で、取締役については取締役会の決議により、各個人への配分は役位・業績等を勘案したうえで代表取締役が決定しております。監査役については監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

取締役会の開催にあたっては、他の役員と同様に、社外取締役および社外監査役に対して、資料の事前配布を行うとともに、必要に応じて事前説明を行うこととしております。

社外監査役の職務の補助は、「内部統制室」の使用人が兼務して行っております。社外監査役と当該使用人については、随時、監査に関する情報交換、意見交換を実施して連携を図っており、有効な内部統制の確立に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役制度を採用しており、経営に関する機関として株主総会、取締役会、監査役会のほか、「グループ統轄会議」を設けております。

1. 取締役会は、社外取締役2名を含む取締役13名で構成され、監査役出席のもと、月1回程度開催し、法令、定款、社内規定で定められている重要な意思決定および業務執行の監督等を行っております。

また、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性の確保された社外取締役2名の選任により、客観的な立場からの経営監督機能の強化が図られております。

2. 監査役会は、社外監査役2名を含む4名の監査役で構成され、月1回程度開催し、監査役の職務遂行状況および取締役の執行状況の監督を行っております。

また、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性の確保された社外監査役2名の選任により、監査機能の強化が図られております。監査役は、取締役会等の重要な会議へ出席し意見を述べるほか、重要な事業所に対する業務監査および子会社等に対する調査等、年度監査計画に基づく監査を実施し、その結果を監査役会、代表取締役および取締役会に報告しております。

監査役会は、内部監査・内部統制部門およびその管掌取締役、会計監査人と定期的に会合をもち、情報交換・意見交換を行い、年度監査方針・監査計画に反映するなど、緊密な連携を図っております。また、監査役の職務の補助は内部統制室の使用人が行っております。

3. 「グループ統轄会議」は、取締役、監査役、および必要によりグループ会社代表取締役により構成され、原則として月2回程度開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行っております。
4. 当社は社外取締役2名および監査役4名との間で、定款の規定に基づいて責任限定契約を締結しております。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の賠償責任について、当該社外取締役または監査役が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度とするものであります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

1. 取締役の任期を1年とし、取締役会の経営責任を明確にするとともに経営環境の変化に迅速に対応できる体制を構築しております。
また、社外取締役2名は、会社経営者としての豊富な経験、あるいは国土交通省における長年の経験を有しており、いずれもその幅広い見識を当社の経営に反映することで、経営監督機能の強化に資するものであります。
 2. 監査役監査を支える人材・体制の確保、内部統制室（内部監査・内部統制部門）との連携を図るとともに、代表取締役と定期的会合を設けるなど、業務執行に関する監査役の監督機能を十分に果たせる仕組みを構築しております。
また、社外監査役2名は、他の会社の監査役兼任者、あるいは監査業務の経験者であり、実効性・専門性や外部的な視点も含め、監査機能の強化に資するものであります。
 3. 「内部統制システム整備の基本方針」を定め、「ケイヒングループ行動規範」を制定するとともに、コンプライアンスおよびリスク管理の統轄組織として危機管理委員会を設置し、グループ会社を含めて業務の適正を確保する体制を整備しております。
- 以上、経営の公正さと健全性の確保が可能な体制を整備しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年6月26日開催の第68期定時株主総会に際し、6月5日に招集通知を発送しました。
その他	第68期定時株主総会招集通知を6月1日に当社ホームページに掲載しました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、適時開示資料等を掲載しております。 IR資料に関するホームページURL : http://www.keihin.co.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ケイヒングループ行動規範の制定(2005年5月19日)
環境保全活動、CSR活動等の実施	平成15年に環境方針を策定し、環境に配慮した事業活動を推進し地球環境の保全に取り組んでおります。具体的には 1. 倉庫業・トラック運送事業の全事業所における「グリーン経営認証」の取得 2. 倉庫施設における高効率変圧器・垂直搬送機の導入 3. 冷蔵倉庫・定温庫における断熱効果向上のための外壁・内壁の改修 4. 大黒埠頭流通センター(横浜市)における太陽光発電設備(発電容量200kW)の設置 5. 各施設におけるLED照明等高効率照明器具・省エネ型空調設備の導入 など積極的にCO2削減に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページにおいて全社情報のタイムリーなディスクローズに努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

- ・当社は、取締役および使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、「ケイヒングループ行動規範」および「ケイヒングループ行動指針」を制定しました。コンプライアンスの統轄組織として「危機管理委員会」を設置し、違反行為に対する予防、対応、再発防止のための措置等を行っております。また、その下部組織として、「コンプライアンス統轄チーム」を設け、「コンプライアンスマニュアル」に基づき、コンプライアンス体制の整備・推進を図っており、コンプライアンスに関する内部通報制度として「ヘルプライン」窓口を当社内に設置しております。
- ・事業運営リスクの統轄組織として、「危機管理委員会規程」に基づき「危機管理委員会」を設置し、リスク発生の未然防止、リスクが発生した場合に損失を最小限に止めるための措置、および再発防止のための措置など、リスク管理体制の整備・推進を図っております。
- ・取締役の職務の執行に係る情報取扱いは、法令および「取締役文書管理規程」に基づき適切に保存し管理しております。
- ・コンプライアンス体制とリスク管理体制については、当社とグループ会社とを一体化した体制を整備し、当社「危機管理委員会」が統轄しており、グループ会社もコンプライアンスに関する内部通報制度を定め、その「ヘルプライン」窓口は当社内に設置し一元的に対応しております。また、グループ会社の業務運営については、「グループ統轄会議」において適時報告を受けるとともに、経営管理上および業務遂行上の重要事項について審議を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては、毅然とした態度で関係遮断することを基本方針としております。反社会的勢力に対する対応統轄部署は総務部とし、日頃から情報の収集・管理を実施しております。また、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から所管警察署・顧問弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築しております。さらに、対応マニュアル「コンプライアンスマニュアル（反社会的勢力との関係遮断）」を整備しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、「財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を定めており、その内容は次のとおりです。

当社は、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えます。したがって、当社の財務および事業の方針の決定を支配することが可能な量の株式を取得する買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えます。しかし、株式の大規模買付行為の中には、(1)買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、(2)株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、(3)対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにはならないものも存在します。当社は、このような不適切な大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。そのような大規模買付行為を行おうとする者に対しては、情報開示を積極的に求め、当社取締役会の判断、意見などとともに公表するなど、株主の皆様が適切な判断を行うための情報と時間の確保に努めるとともに、必要に応じて、会社法その他関係法令の許容する範囲内において適切な対応をしてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 情報取扱責任者および担当部署

情報取扱責任者を取締役総務部長としており、適時開示の可能性がある会社情報については、総務部が担当部署として当社各部署およびグループ会社から情報を集約しております。

2. 適時開示の手続き

総務部に集約された会社情報について、その正確性や開示の要否を確認したうえで、開示手続きを行っております。

(1) 決定事実・決算情報

決定事実・決算情報については、取締役、監査役および必要によりグループ会社代表取締役により構成される「グループ統轄会議」または「取締役会」で決議後、遅滞なく開示しております。

(2) 発生事実

発生事実については、情報取扱責任者は、関係部署等と連携して内容を確認し、当該事実が適時開示の必要があると判断された場合には、代表取締役社長に報告後、遅滞なく開示しております。

3. 適時開示の方法

適時開示に係る会社情報は、TDnetシステムを利用した開示のほか、開示資料の東京証券取引所記者クラブ等への配布や当社ホームページへの掲載により、積極的な公表を行っております。

4. 情報の管理

当社は、「内部者取引防止規程」を制定し、重要な内部情報の管理を行い、内部者取引を未然に防止する体制を構築しております。

〔当社の機関、コーポレート・ガバナンス体制および内部統制体制〕

